

一関地区合同庁舎機械警備業務委託仕様書

一関地区合同庁舎機械警備業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 警備対象施設

所在地 一関市竹山町 7 番地 5 号

名称 一関地区合同庁舎

延床面積 5 5 1 4, 5 8 m²

2 警備期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

整備期間：令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 5 月 29 日

運用期間：令和 7 年 5 月 30 日から令和 12 年 3 月 31 日

3 警備時間

警備対象施設が無人の状態となり、受託者（以下「乙」という。）が警報装置作動開始信号を受けたときに始まり、警報装置作動解除信号を受けたときに終了するものとする。

4 警備機器等

(1) 機械警備に必要な機器（以下「警備機器等」という。）については乙の負担により設置するものとする。また、契約期間終了時において撤去が必要な場合には、乙の負担により速やかに撤去するものとする。

(2) 乙は、警備対象施設に警備業務遂行のための装置を次により設置するものとし、警備機器の設置場所については、あらかじめ委託者（以下「甲」という。）と協議のうえ、設置計画書を作成し承認を受けるものとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 空間センサー | 1 式 |
| ② 開閉センサー | 1 式 |
| ③ 入退所用非接触カード等 | 2 0 1 個（甲 200 個、乙 1 個） |
| ④ 非接触カードリーダー | 1 式 |

⑤ 電気錠（電磁錠）ユニット	1 台
⑥ 制御装置（電源装置・入力装置等を含む）	1 式
⑦ 受信装置等	1 式
⑧ 鍵管理装置	1 台
⑨ バックアップ受信用アンテナ	1 式
⑩ その他必要な資機材	1 式

(3) 警備信号の送受信のための通信回線は、乙の負担により確保する。

(4) 火災に係る信号は、既設の火災報知器からの警報を警備機器等に取り込むこととする。

(5) 非接触カードリーダーは、画面等により地区ごとに警備の操作・解除等の操作ができ入退所用非接触カード等により個人の識別が可能な機能を有する機器を最終出入口付近に設置すること。

(6) 電気錠は時間によるオートロック機能を付した仕様とすること。また、最終出入口に電気錠ユニットを設置することが困難な場合は、電気錠を設置可能な扉に変更すること。

(7) 出入口付近に鍵管理装置を設置し、入退所用非接触カード等の照合により鍵管理装置が地区ごとに操作可能であること。

(8) 道路トンネル（火災・事故）の異常を示す情報盤からの警報（情報盤警報ブザーからの移報）を警備機器等に取り込むものとする。

(9) 警備機器等の設置が完了した時点で、乙は甲に対し、警備機器等の操作および運用等に関する取扱説明を行うものとする。

5 警備業務

警備業法第2条第5項に規定する「機械警備業務」によるものとする。

6 警備任務

警備対象施設における、火災・盗難・破壊・その他重大な異常および、不正行為・加害行為の予防と早期発見に努め、人命と財産の安心・安全を保持すること。

7 警備方法

乙は、警備対象施設において、異常信号を受信したとき、又は異常事態を発見したとき

は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 火災の信号を受信した場合は、直ちに警備員を現場に急行させ警備対象施設を確認し、警報発生の原因を究明する。

火災が発生していた場合は直ちに消防機関のへ通報と併せ、初期消火等の適切な処置を講じ、被害の拡大防止に努めるとともに、甲から予め示された関係機関（以下緊急連絡先という）へ連絡する。

- (2) 盗難、その他の異常信号を受信した場合は、直ちに警備員を現場に急行させ警備対象施設を確認し、警報発生の原因を究明する。

異常事態を覚知した場合は、警察機関への通報と併せ、適切な処置を講じ、被害の拡大防止に努めるとともに、緊急連絡先へ連絡する。

- (3) 道路トンネル（火災・事故）の情報盤からの異常信号を受信した場合、緊急連絡先へ連絡するものとする。

- (4) 機械警備システムの操作（機械警備の開始・解除）においては、偽造・模倣を不可能にするため入退所用非接触カード等を利用するものとし、また、万一紛失時の抹消処理が遅延なくできるものとする。

- (5) 乙は、入退所用非接触カード等を甲から指定された個数発行し、全ての入退所用非接触カード等は警備操作用装置および鍵管理装置と共用でき、操作は個人番号で記録するものとする。

- (6) 機械警備システムの取り扱いについては、容易にその操作ができるよう日本語による音声と表示によるガイダンス機能を有するものとする。

- (7) 乙は、警備機器等の故障及びその他の事情により機械警備による警備継続が困難な状況が生じたときは、警備業務に当たるべき時間帯において巡回による警備の対策（以下「代替警備」という。）を講じなければならない。

なお、代替警備は、次のとおり行うものとする。

- ① 平日の夜間（17時15分～翌日8時30分） 細密巡回1回

- ② 土曜日、日曜日及び休日等（8時30分～翌日8時30分）

昼間（午前） 細密巡回1回

昼間（午後） 細密巡回1回

夜間 細密巡回1回

(注1)「細密巡回」とは、警備範囲内の各庁舎における火災、盗難等の発生要因を発見し排除すべく、細密に各室内を点検し巡回することをいう。

(注2) 道路トンネル（火災・事故）の情報盤の監視方法については、別途協議の上対応するものとする。

8 即応体制の警備

乙は、異常信号を受信した場合、直ちに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講じられるようにするため、必要な数の警備員、待機所（警備員の待機する施設をいう。）及び車輛その他の装備を適正に配置しておかなければならない。

9 緊急連絡先の届出

甲は、緊急連絡先となる名簿に連絡順位をつけ、乙に提出するものとする。

また、緊急連絡先に変更が生じた場合は、甲は書面をもって遅滞なく乙に変更の内容を連絡するものとする。

10 報告

乙は、警備対象施設の異常対処の内容について、速やかに甲に報告書（任意様式）を提出するものとする。

11 警備機器等の保守点検

乙は、警備対象物件に設置された警備機器等の機能について、機械警備に支障がないよう保守点検に努めるものとする。

保守点検において警備機器等に異常を発見した場合、甲の責に帰するもののほかは、乙の負担により機器の交換等を行うものとする。

12 鍵の保管及び使用

警備実施に必要な鍵は、甲、乙相互に貸与し、貸与された鍵はそれぞれが厳重に管理するものとする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要の都度、甲、乙協議して定めるものとする。